

議事要旨(5) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、審議事項(5)-1に基づき、審議のディスカッション・ポイントとして、連結範囲の基準に関する海外の動向とそれを踏まえた我が国の今後の対応について説明がなされた。その後、小賀坂主席研究員より、審議資料(5)-2に基づき、特別目的会社（以下、SPE）の連結上の取扱いに関する短期的な対応の要否と、対応が必要となった場合に考えられる3つの案について、特別目的会社専門委員会における検討状況やテーマ協議会における過去の提言内容と共に説明がなされた。説明後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

「SPE の取扱い」に関する短期的な対応について

- ある委員から、今回の短期的な対応で対象としているような SPE については、現行の SPE の開示に関する適用指針第 15 号により既に必要な開示は行われているという理解でよいか確認がなされた。事務局からは、適用指針第 15 号は支配していると認められるが「SPE の取扱い」により連結対象に含まれていないものについて注記開示を求めるものであり、その意味では、案 1 を採用した場合に連結されると考えられる金額は、その注記金額と概ね似たものになることが想定されると説明された。

これについて、同じ委員から、注記開示により一定の対処はできているため、国際財務報告基準（IFRS）への今後の対応を踏まえると、途中段階での改正は避けるべきはないかとの意見が述べられた。

- 別の委員から、SPE の論点は、自らの連結財務諸表に表すべき事業は何かという議論であり、注記されていればいいというレベルの議論ではないとの意見があった。「SPE の取扱い」は、出資者であっても、自己の資産を譲渡するタイプの SPE であれば、連結不要とするということが当初の趣旨であったはずだが、時の経過とともに、さまざまな実務が広がったものであり、その意味では、現実の問題と考えられるのは開発型の SPE であって、当面それへの対処で十分であろうとの意見が述べられた。
- ある委員から、この短期的な対応により（例えば案 2 や案 3 を取ることで）、本来連結範囲に入る必要のないものまで入ってきてしまわないかとの質問がなされた。これに対して事務局からは、SPE の取扱いの削除により「支配している」と考えられるもののみが連結範囲に含まれてくることとなり、その意味では異常なものが入ることはないと言えるが、「支配」の中身についての判断に多少のばらつきがあることは認識している旨の説明がなされた。

以上の意見を踏まえ、今後も検討を継続し、IFRS の動向も視野に入れながら、短期的な対応の要否と、対応が必要となった場合にあり得る案について、より詳細に検討していくこととされた。

以 上